

令和5年度町政懇談会

住民生活課 説明事項

説明事項

1. 特定帰還居住区域復興再生計画について

2. 生活ごみの収集運搬について

3. 一時立入りコールセンターの受付延長について

1. 特定帰還居住区域復興再生計画について（1）

令和5年9月29日

内閣総理大臣が双葉町特定帰還居住区域復興再生計画を認定

⇒ 計画認定によって取り組めるようになる事業

- ・ 特定帰還居住区域内の除染
（年度内を目途に下長塚行政区、三字行政区の除染に着手予定）
- ・ 特定帰還居住区域内の家屋解体
- ・ 特定帰還居住区域内のインフラ復旧
（上下水道、電気、通信等）

◇ 下長塚行政区、三字行政区以外の帰還困難区域（中間貯蔵施設を除く）について

- ・ 昨年度実施した帰還意向調査の結果を基に特定帰還居住区域復興再生計画の区域を拡大していく見込み
- ・ 帰還意向調査の対象となった方に別途説明会を開催予定（対象者に個別に案内）

1. 特定帰還居住区域復興再生計画について（2）

◆ 平成29年（2017年）5月 福島復興再生特別措置法改正

- ▶ 帰還困難区域内に「特定復興再生拠点区域」を設定できる制度の創設
- ▶ 市町村が特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定し国の認定を受ける
- ▶ 令和4年（2022年）8月30日 避難指示解除



特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域については「2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を進める」という政府方針が決定（R3. 8）

◆ 令和5年（2023年）6月 福島復興再生特別措置法改正

- ▶ 帰還困難区域内に「特定帰還居住区域」を設定できる制度の創設
- ▶ 市町村が特定帰還居住区域復興再生計画を策定し国の認定を受ける
- ▶ 令和5年（2023年）9月29日 計画（先行分）認定
- ▶ 令和5年度中に除染着手予定

1. 特定帰還居住区域復興再生計画について（3）

「特定帰還居住区域」とは

- ◆ 特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活再建を目指す区域
- ◆ 帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定

（区域要件）

- ① 放射線量を一定基準以下に低減できること
- ② 一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③ 計画的かつ効率的な公共設備等の整備ができること
- ④ 拠点区域と一体的に復興再生できること

1. 特定帰還居住区域復興再生計画について（4）

「特定帰還居住区域」とは

◆ 避難指示解除要件は特定復興再生拠点区域と同じ

< 避難指示解除の要件 >

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民の方々との十分な協議

※ 要件①について ※

20mSv/年 はあくまでも一つの基準であって、町としてこの数値で良いというものではありません。 町としては引き続き長期的に1mSv/年となるまで低減できるよう国に求めてまいります。

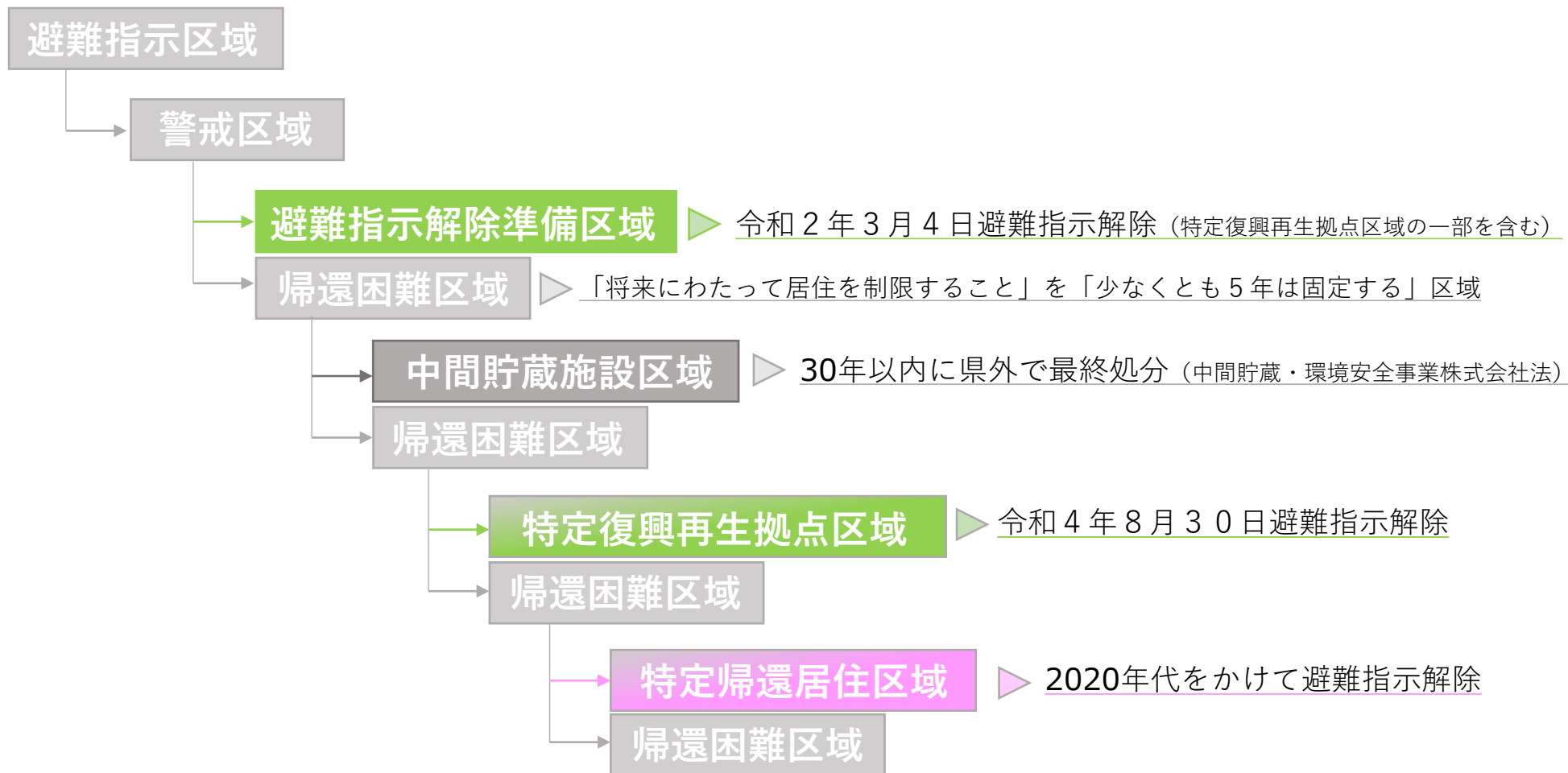
【参考】 帰還意向調査 (R.5.3.31時点)

	実績	備考
送付：発送数（部）	565	
世帯数（世帯）	411	
返送世帯数	212	
帰還希望あり	93	※1名以上が「帰還希望あり」の世帯数
営農意向あり	61	
営農意向なし	22	
その他	10	
帰還希望なし	44	※世帯員全員が「帰還希望なし」の世帯数
保留	75	※帰還希望者0名かつ1名以上が「保留」の世帯数

- ◆ 特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域の方を対象に令和4年9月～令和5年3月で実施
- ◆ 未回答の方で回答したい場合はお手元の調査票にて至急ご回答ください
- ◆ 調査票を無くしてしまった場合にはコールセンターにご相談ください

電話 0120-285-122
受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

【参考】双葉町内の避難指示区域変遷



※ 町としては引き続き町域全ての除染・避難指示解除を目指しています